

議会運営委員会

令和6年9月20日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○齋藤 文夫

溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

横田 敏文

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小城委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席しておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、小城委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願います。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりですので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和6年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧ください。各委員会に付託されました19議案は、いずれも満場一致で可決・認定すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきます。

討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

私のほうから1件ございます。

認定第3号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、反対の予定をしております。

ほかにごございませんか。

（ な し ）

委員長

それでは、認定第3号につきましては、討論を予定されているということで確認しておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに1件の文書をお受けしております。この取扱いについてご協議いただきたいと思えます。

まず、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明を願います。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

おはようございます。それでは要望書の経緯についてご説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。

令和7年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いにつきましましては、公益社団法人 日本理科教育振興協会会長から郵送されてきたもので、9月9日に受け付けをしたものです。

この要望については、例年送付されてきているものであります。内容としては、昨年とほぼ同じ内容で、小・中・高等学校の理科教育の実態について教育委員会に確認し、理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を求めるものです。

なお、町教育委員会に確認いたしましたところ、概ね要望通りに対応していることを確認しておりますことを申し添えます。以上、簡単ではございますが、要望書の経緯とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思いますが、お時間取らなくてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしたらこのままいかせていただきます。
それでは、この要望書の取扱いについて、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。 横田委員。

横田委員 もう議員配布でいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、ただいま横田委員のほうから、議員配布ではどうかということでご意見いただきましたが、そのような形にさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております文書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

②要望書等の取扱いについては、以上で終わります

次に、③追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。追加日程1. 研修会への参加派遣は、10月23日の「奈良県町村議会議長会全議員研修会」について、10月24日の「北葛城郡・生駒郡町議会議員合同研修会」について、参加派遣計画書にあげております。

現在までに追加提案を予定されているものはこの1件ですが、この他に、

提案等を予定されているもの、あるいは提案等の予定があるとお聞きになっているものはございますか。

(な し)

委員長 議員提案の予定は、現時点では、この他にはないものと確認をしておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行についてよろしく申し上げます。

(1) 令和6年第3回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。次に、(2) 次期定例会の日程についてを議題とします。

皆さんのお手元にお配りしております日程案について、事務局から説明を願います。 福田議会事務局長。

議会事務 それでは、次期定例会の日程案について、ご説明させていただきます。

局長 お手元の日程表(案)をご覧くださいませでしょうか。12月2日(月)を初日とし、12月18日(水)を最終日とする、会期17日間の案をお示ししております。

12月2日(月)を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、12月3日(火)4日(水)は休会、5日(木)を一般質問1日目、6日(金)を一般質問2日目とし、7日(土)8日(日)は休会、9日(月)は建設水道常任委員会、10日(火)は厚生常任委員会、11日(水)は総務常任委員会、12日(木)は休会、13日(金)は議会運営委員会、14日(土)から17日(火)までは休会とし、18日(水)を最終日とする、会期17日間の案でございます。

以上、簡単ではございますが日程案の説明とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは、12月定例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくとすることで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。12月定例会の日程については、予定ということで確認しておきます。

総務部長から他に何か報告等がありますか。

(な し)

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前 9時08分 休憩)

(午前 9時08分 再開)

委員長 再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本日、資料1を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてご説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。ゼムピンで止めさせていただいているものでございまして、実は、前回の8月27日の当委員会で提出した資料の一部に誤りがございましたので、修正後の資料として、ホチキス2点どめの資料と、本日の資料を一緒につけさせていただいております。

右肩に、令和6年8月27日議会運営委員会資料 訂正版と記載させていただいた新旧対照表の4ページをご覧くださいませでしょうか。第27条の第3項の備考欄についてでございます。前回の資料では現状で改正可能と記載しておりましたが、電子署名等導入の検討が必要となりますので、備考欄の記載を訂正させていただいております。申し訳ございませんでした。

それでは、資料1、ホチキス1点どめの条例改正素案の末尾（要旨）をご覧くださいませでしょうか。今回の資料につきましては、前回提出した委員会条例の改正のうち、オンライン等の検討が不要で、現時点で改正が可能なものを抜粋したものを資料として提出させていただいております。

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、本改正内容に準じ、議会に係るオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては（1）特別委員に係る表現整理（2）委員の選任方法の整理（3）公聴会で意見を述べようとする者の申し出のオンライン化についてであります。

施行期日につきましては、この委員会条例と会議規則の改正について、現時点で改正が可能なものにつきましては、概ね今年度末を目途にご審議をお願いしたいと考えており、その上で施行期日についてご相談させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、標準町村議会会議規則及び標準町村議会委

員会条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

委員長 それでは、資料の内容も含めて、質疑・ご意見をお受けします。
 嶋田委員。

嶋田委員 今日いただいた資料はまた読んで、それからの議論にさせていただきたいと思えます。

 それで前回の資料の中で、ちょっと不明な点があるんで、お聞きしたいと思えます。

 第13条の(2)、育児、介護のその他やむを得ない事由により委員会の招集しようとする場所に参集することが困難である場合と書かれてますけども、これは、今のような状態で委員会を開いて、参集できない方はオンラインで参集すると、一部参集みたいな形、そういう解釈でええわけですか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 こちらのオンライン開催の仕方についてでございますが、今、おっしゃっていただきましたとおり、参加できない方がオンラインで出席されると、その方だけがオンラインで出席されるということでございます。

 ただ、こちらの同じような形の委員会の掲載の仕方にはなると思いますが、別途その表示をどうするかとか、別途検討が必要になると考えております。以上でございます。

嶋田委員 ほんなら大枠では一部参集みたいな形でいいわけですね。いろんな付随することはいろいろあろうかと思えますけども、大枠ではそういう解釈でええわけですな。

議会事務局長 おっしゃるとおりでございます。

局長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、さきほど局長のほうからありましたように、あと規則の改正案を、現在作成していただいておりますので、この委員会条例と規則のほうを合わせて、今年度検討させていただこうというふうに考えております。

また、規則の案につきましては、完成次第委員会に提出させていただきたいと思いますので、またその時に議論させていただければと思いますが、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正については、本日一定の議論を行ったということで終わっておきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてを議題とします。

前回の委員会で、三郷町、王寺町、三宅町の動画を見ていただきました。各議会の議事運営の相違から、カメラの角度が固定されている、複数に切り替えがあるなど違いがありました。

9月の委員会では、斑鳩町議会の議事運営と近い先進地をピックアップし、今後、そこに現地調査、視察に行くということを確認して終わってしました。

本日、資料2を配布しておりますので、こちらについて事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、動画配信について説明させていただきます。失礼しますが、座って説明させていただきます。

資料2をご覧くださいませでしょうか。斑鳩町と同様に、一般質問の答弁が議席や理事者席等で行われ、複数の角度で動画撮影をされている、6町の議会について、実施状況をまとめています。

まず、①配信形態ですが、平群町、王寺町、河合町、広陵町は業者に委託

し、システムで配信されており、上牧町と三宅町は業者へ委託せずに、議会事務局がYouTubeを利用して配信されています。次に②配信方法ですが、王寺町と上牧町は中継および録画、そのほか4町は録画のみの配信です。次に③開始時期です。開始時期はさまざまですが、平群町が一番早い平成26年9月議会からされており、直近では、河合町が令和6年3月議会から開始されています。

次に④イニシャルコストですが、河合町が1,963,500円、その他は7,777,000円から23,084,600円と高額となっています。河合町については、カメラ入替は行ったが、マイクの入替はされておらず、費用が抑えられたとのこと。ただ、カメラとマイクの操作が連動していないため、操作にそれぞれ1人ずつ人員が必要になります。

次に⑤ランニングコストですが、システム配信をしている4町は、編集等を委託業者が行うため、年間で約100万から150万円と高額で、YouTubeで配信している2町は編集作業を事務局職員が行うため、上牧町で約394,400円、三宅町では0円となっています。次に、⑥議会事務局職員数、⑦動画配信に係る他課からの応援職員数です。河合町は、カメラとマイクシステムが別で、操作にそれぞれ1人ずつ必要なため、議場に3人の議会事務局職員が入り、1人は事務室で傍聴者の対応等を行っているとのこと。

また、三宅町では、事務局職員が2人のため、3人の他課の応援職員が配信に関わっているとのこと。次に⑧閲覧回数です。各町から聞き取った回数、YouTubeの再生回数をもとに、1か月あたりで換算した概数を記載しています。次に⑨備考です。河合町については、さきほどご説明させていただいたように、マイクとカメラのシステムが連動していないため、議員氏名や会議名等のテロップをシステム上に入れることができないとのこと。議員が発言時、名前が分かるようにネームプレートを演台等に置くといった対応をされています。最後に⑩視察実績です。平成28年11月に平群町と上牧町へ、議会運営委員会から、議会のIT化として、動画配信や、タブレットの活用状況等について、視察をさせていただいています。

以上、資料2の説明とさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

委員長

それでは、説明が終わりましたので、資料の内容も含めまして、質疑・ご

意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。 中川議長。

議長 王寺町と河合町、これシステム配信で会議録研究所ということになって、⑤のランニングコストがシステム使用料、映像編集費、機器補修費用となっている、なんでこれ150万と96万、こんな差がでているんやろ。これ何が違うねやろ。よその町のことやからわかるのであれば、教えていただきたい。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 9時20分 休憩)

(午前 9時21分 再開)

委員長 再開します。 福田議会事務局長。

議会事務局長 ランニングコストの差につきまして、また確認して報告させていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、視察・現地調査をさせていただこうと思うんですけど、皆さんのほうでここがどうかというところがあればお聞きしたいんですけど、あらかじめ事務局に確認しますと、王寺町と三宅町は比較としてはしやすいんじゃないかなということで、案としては持っているんですけども、皆様のご意見お聞かせいただけたらと思います。 小城委員。

小城委員 これ見ている限りやったら、3町が会議録研究所というところがやって、広陵が違うんで、その違いが見たいなと思いました。

委員長 そしたら広陵も含めて3町行ってはどうかというご意見ですね。 横田委員。

横田委員 私はですね、河合町、イニシャルコストも少ないですし、こういうところも見ておいた方がいいかなと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 9時23分 休憩)

(午前 9時25分 再開)

議会事務 再開します。

局長 それでは委員皆様から候補がありました、河合町と広陵町とそして王寺町も3町でどうかなと思いますが、いかがでしょうか。 中川議長。

議長 そうなるとYouTube配信で、ランニングコストの低いところは抜けてくるんですけど、その点はどうですやろ。

委員長 そうですね。そしたら4町で事務局のほうから打診していただいて、その結果によってまた考えましょうか。

そしたらそういう形で、4町で打診してみたいと思いますので、それで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 特にご異議ないようですので、それで進めさせていただくこととします。

それでは、②議会の動画配信に関する調査・研究については、視察先について打診を、4町について打診をするということで終わります。

次に、③議案の事前審査についてを議題とします。前回の委員会で、委員より、事前審査について「議員が議案の勉強のために、個人的に理事者のところに行き、質問や確認をすることは、事前審査に該当するか」との質問が

あり、事務局で確認することで終わっていました。

そのことについて、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、事前審査につきましてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

前回の委員会で「議員が議案の勉強のために、個人的に理事者のところに行き、調査や確認をすることは、事前審査に該当するか」とのご質問いただいておりましたので、説明させていただきます。

本会議等で審議を行うため、事前に議案の勉強のために、議員個人が理事者のところに行って、任意で調査や確認を行うことが事前審査にあたりと記載されたものではなく、各市町村議会の判断であると考えております。

当町におきまして、理事者の協力のもと、議員個人による調査や確認は、以前から行われており、本会議等で審議を円滑に行うためには必要なものと認識しております。

以上、簡単ではございますが、事前審査についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑・ご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員

ご苦勞様でした。持って回ったような言い方ですけれども、結局事前審査には当たらないという解釈でよろしいんですね。

委員長

福田議会事務局長。

議会事務
局長

おっしゃるとおりでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、この件については説明された報告に対して次の定例会で

提出予定議案の質疑は行うことはできないということですが、追加の説明を求めることは可能だということで、今後そういう形で運営をしていくということにしたいと思うんです。

文言について、事務局のほうで整理していただいたので確認をしていただきたいと思うんですが、事前審査に関する委員会の運営方法については、「次に各課報告事項の〇〇は、第何回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため本日の委員会では質疑の時間は設けていません。議案上程後に質問してください。なお、追加説明については報告後にお受けします」という形で追加説明については求めることは可能だというような委員長の次第にして、進めていただくのがいいかなというふうに思いますが、ちょっとお手元に文章をお配りしてないので、わかりづらいかと思いますが。

暫時休憩します。

(午前 9時29分 休憩)

(午前 9時33分 再開)

委員長 再開します。

先ほど読み上げてご説明させていただきましたが、改めて資料としてお配りさせていただきましたが、この資料の上段の部分が委員長の次第の中での文言になるかと思いますが、こういう形で今後整理をして、委員会共通でこういう進めていただこうと思いますが、これでよろしいでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 これ、文章の下の方、事前審査に該当する追加説明の求めの例で、追加説明の〇〇について説明してください、これは事前審査に当たるわけ。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 前回お配りさせていただいた資料の中で、追加説明に対する質疑については、事前審査に該当するというような表現がされておりましたので、このように書かせていただいております。

嶋田委員 追加説明の〇〇についてお伺いします、また説明していただきだったら、
質疑には当たらへんのと違うの。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 9時35分 休憩)

(午前 9時35分 再開)

委員長 再開します。 福田議会事務局長。

議会事務 訂正させていただきます。追加説明に対する質疑を行った場合は、事前審
局長 査に当たるもので、説明を求めるものではなく、質疑を行った場合は事前審
査に当たるということで訂正させていただきたいと思います。よろしくお願
いします。

嶋田委員 そしたら今、僕が質問したことについては、これは当たらないという解釈
でええわけですな。

委員長 さらに説明を求める分については、事前審査には当たらないということ
で確認しておきます。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、③議案の事前審査については、前回質問いただいた事項につい
て確認させていただいて、さらに追加の説明を求めるという文言について、
このような形で進めさせていただくことについて確認しましたので、この件
については結論を出したということで終わっておきたいと思いますが、それ
でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それではそのようにさせていただきます。

次に、④先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するものとする”の解釈についてを議題とします。

前回の委員会で、事務局から資料の説明を受け、各自資料を読んでいただき、9月の委員会で協議するというところで終わっていました。

それでは、資料の内容も含めて、質疑・ご意見をお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

読まさせていただいてね、結局、国会でも政党が多数出てますわね、この斑鳩町の議運で7名と、定数なっています。国会では7つ以上の政党がでています。そしたらこれ政党に配慮するということになれば、政党に入っていない議員、斑鳩町の中での政党に入っていない議員は、7つの政党の議員が来られた場合に、政党に入っていない議員は議運に入られないということもありますね。だから、政党に配慮するというのは、もう削除したらどうかと、私はこのように考えます。

委員長

ほか、いかがでしょうか。 前回、横田委員のほうからはそのままがいいんじゃないかというご意見いただいています。嶋田委員の方からは削除してはどうかということですが。 齋藤委員。

齋藤委員

政党に配慮するとなりますと、例えば2人の政党の人も1人配慮する、1人の政党の人も配慮するという形になりますよね。ということは、嶋田委員がおっしゃるように7名が政党に属しておったら、若しくは大きな政党、例えばですよ、無所属の会とか、自民党とかもしてできあがって6名、7名入って、政党を配慮するとなったら、そこから1名出てくるとなってくると、今の状態だったら特にはないかと思えますけど、これからずっとそういうふうになっていくと、また支障が出てくるというふうに私は思いますので、私も嶋田委員がおっしゃるように、政党に配慮するというのはなしにした方がいいと思います。

委員長 彼の委員さんいかがでしょうか。 中川議長。

議長 私、ずっとそない考えてました。政党に所属する議員だけで無所属のものは排除されてしまう、入れなくなってしまうことが起きる可能性もあるな。その点を配慮するはなくして、逆にひとつの委員会に同じ政党の議員が複数名以上は逆に入れなく規制するような、逆にそっちの言葉を入れる方がええのかなと私自身は思っていました。これは意見です。

委員長 小城委員。

小城委員 今、中川議長おっしゃったのと一緒ですね、一緒の考えでした。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私も政党を配慮するというのは、意味を自分なりに調べてみたんですけども、特にこれに対する意味が記載されているものがなかったの、削除するという形でいいのかなと思います。

今、議長おっしゃった、同じ政党に入っている者を2名以上は排除する、排除するっていう言い方がちょっとあれなのかわからないですけど、そしてら極端な話、すごいその政党の人が増えてしまった場合は、また委員会は成り立たない形になるのもあれなのかなと思うので、議長のおっしゃった意見は賛成なんですけど、人数とかというのは考えていけないのかなと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 議長がおっしゃった意見と同じです。

委員長 多数のご意見としては、一旦政党に配慮するという文言については、廃止をしてはどうかというご意見が多いのかなというふうに思います。

同じ政党の人を、議会運営委員会なり常任委員会なりに2人以上入るのを規制するという点についても、ちょっとルールをつくっていくというのは難しいのかなというふうに思うんですが。

一旦私もともと提案していただいた、一から議論させていただいて、白紙に戻して1回運営を進めてみてはいかがかなというふうに思いますが、その中で、例えば政党から同じ委員会に二人入って不都合があるのかどうか、という点も運営の中で確認できるかなと思いますので、一旦政党は配慮するという文言をなくして、改めて委員会運営させていただいたらどうかなと思いますがいかがでしょうか。 中川議長。

議長

規則というか、決めるの難しいということやけど、ただ、同じ政党の議員が2名以上、だから1名はええねんで、2名以上は遠慮してもらおうということにして、その時代の流れに応じて溝部委員がおっしゃったように、例えば10人ぐらい、うち13人で10人は極端やけど、6人ぐらいの政党の議員の議員が出たときには、またその時はその時で考えて、時代に応じて、その時の場合に応じてまた議論してもらったらええの違うかな。そない思いますけど。

今決めたことを永遠に続けやなあかんことないねんし、この慣例と先例もそうやし、その時々で合うようにまた議論していったらいいの違うかなと、私はそのように思います。

今、現在も共産党の人2名おられますけども、だいたい1人だけ入らせてもらうと、1人は遠慮してもらうというようにしてもおてるねんから、その点は別に決めんでも何もおかしくならないのかなと、今まで通りなるの違うかなと、そない思いますけども。

委員長

他の委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員

前回、従来どおりでいいじゃないかというお話させていただきましたけど、今、いろいろ議論を聞いてるとね、じゃあ今これを変えるときなのかなと。もっと政党の話が出てきたときに、話合えばいいのかなと。それともう1点は、それぞれの委員会とかメンバーを選ぶときに、じゃあどないして決

めるのというのもちよつと頭にあるんで、だから政党には配慮して上限1名までですよとかね、今のルールではそうなっているかと思うんですけども、だから私は現状のままでいいのではないかなというふうに思います。

委員長

そもそも政党に配慮するという文言の解釈の違いから、この文言についてどうしようとかという議論させていただいたんですけど、解釈を統一して文言を残すという形にするか、もうこの文言をなくしてしまうのか。

さっき議長おっしゃたように、2名以上については遠慮いただくという、そういう解釈ですよというのを、議運の中で確認しておいて、この文言については残しておく。

今、横田委員の意見でも、この文言については残して今の形でいいんじゃないかということですけど、解釈の話になると、解釈を統一しておかないと、またちよつと運営に支障が出てくるかなというふうに思いますので、今、それぞれの委員さんのご意見をお聞きする中で、同じ政党からひとつの委員会なり議会運営委員会に対して2人以上入っていただくのは、欠員等が出れば別ですけども、通常の運営の中では遠慮していただくという認識で確認させていただければ、特に委員の皆さんからも異論が無いのかなと思いますけども、この考えについていかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員

政党に配慮するというと定義、ばらばらだと皆さん思っているのが、ばらばらだと思えますんで、政党に配慮するという定義が、1名の政党にも政党に配慮するというと、1名の議員は入りたいところに、政党に配慮するわけだから、どこにも入れる、無所属の議員は政党に配慮するとなると、入れない場合が出てくるというふうに理解する場合がありますし、いろんな考え方があるので、私は政党に配慮するというと、1名の党も配慮するとなったら、どこにも入れるというふうに理解するので、それはなしにしたほうがいいんじゃないかというふうに。議長がおっしゃるように、2名以上はご遠慮いただくというふうな形がいいんじゃないかなと私は思うんですけど。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前 9時48分 休憩)

(午前 9時53分 再開)

委員長

再開します。

休憩中も含め、いろいろ皆さんの意見を聞かせていただいた結果、現在先例と慣例で明記されている“委員選任で政党は、配慮するものとする”という文言についてを削除するという形で結論とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら④についてはそういう形でまとめさせていただいて、この項目の議論については本日で終わらせていただきたいと思います。

次に、(4)斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

5月の委員会では、本条例の一部改正の概要と今後のスケジュールについて確認をしております。

本日は、お手元にお配りしております、資料3の改正案等について、議会事務局から、説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務局
局長

それでは、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明いたします。失礼しますが、座って説明させていただきます。

お配りしております資料3をご覧くださいませでしょうか。資料3のホチキスどめをしております、末尾の要旨をご覧くださいませと思います。

本条例改正につきましては、刑法が改正され、「懲役及び禁錮」を廃止し、これらに代えて、「拘禁刑」が創設されたため、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例において規定されている罰則について、「懲役」と規定されているものを「拘禁刑」という名称に改正するものです。

本日は、条例の改正文、新旧対照表、要旨の案をお示ししております。また、参考資料といたしまして、添付しています奈良県町村議会議長会からの通知文をつけさせていただきます。

こちらにつきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、本条例における番号利用法第2条の条文を引用している箇所についても改正の必要が生じることが示されております。

ただ、現段階におきましては、施行日が確定していないため、本日のお示ししております条例改正案には項番号の繰り下げの内容は含めておりません。施行日や改正例が分かり次第、反映させていただきたいと考えております。

次に、罰則に関する検察庁協議ですが、先日検察庁へ問い合わせたところ、他市町村からも協議依頼が多数あるため、回答に3か月は要するとのことでした。そのため、今回の委員会で本改正案をご確認いただき、修正等がなければ、10月に検察庁へ協議を依頼したいと考えております。なお、検察庁への協議は罰則にかかる部分のみになりますので、項番号の繰り下げについては、協議後に改正を行っても問題はないと確認をしていることを申し添えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長 説明がありましたことについて、委員皆様のご意見をお聞きします。

(な し)

委員長 そうしましたら、局長から提案のあったように、この内容で確認させていただき、協議を進めていただくという方向で、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、(4)斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、この内容で確認し、10月頃に、本条例案で検察庁へ協議を行う

ということで終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員からご意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 議長から、なにかございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、なにかございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、2. その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時58分 閉会)